

美馬市公告第16号

公募型プロポーザル方式による第4期美馬市地域福祉計画策定支援業務 の実施について

第4期美馬市地域福祉計画策定支援業務について、美馬市プロポーザル方式実施要綱（平成24年美馬市告示第136号。以下「要綱」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式による提案書等を募集するので、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

美馬市長 加 美 一 成

1 業務の概要

- (1) 整理番号 生活福祉物1
- (2) 名称 第4期美馬市地域福祉計画策定支援業務
- (3) 業務の内容 第4期美馬市地域福祉計画策定に係る支援業務
詳細は、仕様書による。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和7年3月24日まで
- (5) 委託上限額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

第4期美馬市地域福祉計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

3 公募型プロポーザル参加表明書の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に基づき、参加表明書等を紙媒体で作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便によること。

(2) 提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和6年5月16日（木） 午後5時必着
- イ 提出先 美馬市役所保険福祉部生活福祉課
〒777-8577
徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

4 提案書等の提出

(1) 提出方法

提案書等は、紙媒体で作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便によること。

(2) 提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和6年5月29日(水) 午後5時必着
- イ 提出先 3(2)イの提出先と同じ

5 提案書等の評価

- (1) 提案書等の評価は、第4期地域福祉計画策定支援業務に係るプロポーザル方式評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行う。
- (2) 評価委員会の設置については、要綱第5条の規定による。

6 最優秀提案者の選定方法

- 5(1)により最も高い得点を得た者を最優秀提案者として選定する。

7 その他

この公告で定めるもののほか、必要な事項は、要綱及び実施要領に基づいて行う

。